

第60回憲法と平和を考えるつどい

自民党「新憲法草案」を斬る！ ——その特徴とねらい

講師：坂東義雄氏（元鹿児島大学教授）

日時：2006年5月3日（水）10～12時
場所：宮崎市中央公民館・大研修室



主催：日本科学者会議宮崎支部，宮崎民主法律家協会
協賛：憲法と平和を守る宮崎県連絡会



講師プロフィール

坂東 義雄 (ばんどう よしお)

1940年生まれ

1969年 同志社大学大学院

法学研究科修士課程修了

1983年 鹿児島大学教授

2005年3月「かごしま9条の会」幹事

2006年3月 鹿児島大学を退職



自民党「新憲法草案」を斬る！－その特徴とねらい

元鹿児島大学 坂東義雄

1 はじめに――59年目の憲法記念日に寄せて――

2 憲法改正をめぐる情勢の特徴――急迫する改憲のうねり――

(1) 並々ならない自民党の改憲意欲、着々と進む改憲の動き

- ・ 結党50周年に向けた改憲の動き。04・11・17自民党憲法調査会「憲法改正草案大綱」、04・12・3「憲法改正国民投票法案」、05・4・4新憲法起草委員会「新憲法試案要綱」、05・5・18「憲法改正諮問会議」開始と起草委再開、05・7・7新憲法起草委員会が改憲「要綱案」を発表、8・1新憲法草案（第1次案）、そして、とうとう05・10・28に「自民党新憲法草案」を発表。05・12・5に改憲手続きで自民・公明が一致、次は国民投票法案を上程へ。

(2) いよいよ強まるアメリカ政府の改憲圧力

- ・ アーミテージ発言： 04年7月21日、アーミテージ米国務副長官（当時）が「憲法9条は日米同盟の妨げ」と発言。
- ・ パウエル発言： 同8月12日、パウエル米国務長官（当時）は、日本が国連安保理常任理事国になるためには「憲法第9条を再検討する必要がある」と発言。

(3) 改憲で実利をねらう日本の「死の商人」たち

- ・ 日本経団連が04年7月15日、憲法改定問題を議論し、提言を行うための「国の基本問題検討委員会」の初会合を行う。ここで奥田会長（当時）は「政治的にも安定したこの時期が、国の基本問題を検討するまたとないチャンス」と。（「黄金の3年間」！）→→そして05年1月に提言「わが国の基本問題を考える――これからの日本を展望して――」を発表。踏み込んだ改憲論を展開。
- ・ 04年7月20日に日本経団連が発表した提言「今後の防衛力整備のあり方について」で、武器輸出3原則の見直しを迫る。→政府がこれに対応
- ・ 04年7月22日、日本経団連の夏季セミナーでは改憲で議論。この席で奥田会長は「日本がアジアでリーダーシップを取るには軍事力の充実が必要」と指摘。

(4) 改憲を競い合う「野党」の民主党

- ・ 民主党は、すでに03年の総選挙でも改憲を公約。また翌年7月の参院選挙でも改憲を主張した。
- ・ 04年7月、民主党の岡田代表（当時）が「多国籍軍参加が認められるように（憲法を）書き換えればいい。既存の9条1項、2項を前提にする必要はない」と、全面的な改憲を主張。→自民党から憲法改正で自民・民主両党の大連立の発言。

3 自民党の改憲案の特徴――自民党新憲法草案の検討――

(1) 全面的な書き換えから、重点的な書き換えに

- ・ 当初自民党が示唆していた全面的な書き換え（「白地に書く」）から、形式的には現在の憲法を基にした「部分的な修正」に。部分的ながら、重点的な改悪であることに注意を！
- ・ 自民党が当初から改憲でねらっていた「自民党らしさ」が薄くなったか？
決して、そうとは言えない。逆に、自民党や改憲勢力の改憲の真のねらいがはっきりした。
（反平和主義、反立憲主義。すなわち、平和と人権の軽視）

(2) 憲法前文は全文書き換えに

- ・ 憲法前文は全文書き換え。過去の戦争への反省と不戦の誓い、そして平和的生存権を消し去っている。その上で、国や社会を愛し、守ることを国民の責務に。また、「国際協調主義に基づく集団的自衛権の行使」（坂東の表現）を予定している。
- ・ 自民党は、「憲法改正」ではなく、「新憲法の制定」（自主憲法の制定！）としている。

(3) 改憲案の重点はどこにあるか

① 重点その1 戦争をしない・できない9条から、戦争をする・できる9条へ

- ・ 9条の命を全面的に抹殺。章の名前も「戦争の放棄」から「安全保障」に
- ・ 9条2項の完全な削除。「戦力の不保持」も「交戦権の否認」も完全に削除。それに変わって、自衛軍の設置！
- ・ 自衛軍は、「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保する」自衛のために必要な限度での活動のほか、「国際的に協調して行われる活動」を行うことができる。つまり、自衛のほか、海外で戦争する軍隊。決して、専守防衛の自衛軍ではない！ 集団的自衛権の行使も可能になる。
- ・ これまで平和憲法の下で日本ができなかった3つのこと（①海外派兵、すなわち武力行使を目的とした部隊の派遣 ②集団的自衛権の行使 ③武力行使を伴う国連軍への参加）が、この9条改憲で可能に。9条の歯止めの喪失。
- ・ 軍事裁判所の設置（草案の76条3項）

→→ 海外のどこでも「戦争ができる」、「戦争をする国」の憲法に！
平和主義の憲法から、一転して戦争目的の憲法に！

② 重点その2 自由と人権の尊重から、「公益及び公の秩序」の尊重へ

- ・ 現在の憲法の人権規定の中で使われている「公共の福祉」をすべて「公益及び公の秩序」と書き換えている。なぜか？

「公の秩序」は、国の法令、またはそれによって維持された社会秩序を意味するが、「公益」は何を意味しているのか？

- 自民党の05年7月の要綱案によれば、
「個人の人権には義務が伴い、自由には責任が当然伴う」／「日本国民は人権を享受するとともに、広く公共の福祉に尽力する」／「公共の福祉」の概念として、「生活共同体として、国家の安全と社会秩序を維持する概念として明確に記述する」と書かれているので、「公益」とは、「国家の安全と社会秩序の維持」、すなわち「国益」を意味していると言える。個人の人権よりも常に国益を優先というわけ！
- 自由と権利の重要性を認め、国民にその保持の責任と濫用の禁止を求めた現在の憲法12条に、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利を行使する責務を負う」と書き入れ、これを「国民の責務」と位置づけている。これでは、憲法によって国民の人権を権力から守る立憲主義の否定になる。
→→ 国家のために、個人の人権の制約がやりやすくなる！（有事法を想起）

③ 重点その3 憲法改悪がしにくい憲法から、しやすい憲法に

- 憲法96条の、改正の手續きについて、国会による憲法改正の発議の要件を「各議院の総議員の三分の二以上の賛成」から「過半数の賛成」に緩和
- 「まず、9条2項と96条の改正を実現すれば、（今後の改正に）風穴を開けることができる」（舛添要一・自民党新憲法起草委員会事務局次長）
→→ はじめの改憲は、さらなる憲法改悪の突破口か！

4 おわりに――いま、私たちの課題は？――

(1) 改憲のうねりに抗して、憲法を守る闘いも広がっている

(2) 平和憲法を守るために

- ① 改憲論（改憲勢力）のねらいが、9条、特にその第2項の改定にあることを知ること、知らせること。
- ② たんに「戦争をする国」、「戦争をできる国」にすることではなく、アメリカの世界戦略とその要求に従って、戦争をする国になること（日本の自衛のための戦争＝専守防衛ではない！）を知ること、知らせること。
- ③ 戦争をする国では、国民の自由と人権が必ず押さえ込まれることを知ること、知らせること。（有事立法、共謀罪新設案等を想起！）
- ④ 平和憲法を守ることは、過去の歴史への反省と不戦の誓いの「証し」。
→内外の犠牲者への責任とともに、憲法問題をアジアの視点から考えること
- ⑤ だから、憲法を改悪から守るのためには、9条を守るという一点での共同の行動が大切になっている。国民の過半数の支持を得るたたくいに
→→ いま、職場、地域、各界・各層に「九条の会」を広げることの意義と必要性も！

自民党新憲法草案(全文)

上段が自民党の新憲法草案に、自民党は本文番号をの番号など、事実的に変わら下段の条項の番号は、新設や

自民党案

前文

日本国民は、自らの意思と決意に基づき、主権者として、ここに新しい憲法を制定する。

敬愛天皇制は、これを維持する。また、国民主権と民主主義、自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義の基本原則は、不変の価値として継承する。

日本国民は、信望する国社会を愛護し、責任と義務をもって自らを守る責務を共有し、自由かつ公正で活力ある社会の発展と国民福祉の充実を図り、教育の振興と文化の創造及び地方自治の発展を重視する。

日本国民は、正義と法を基調とする国際平和政策に賛同し、他国とともにその実現のために協力し、国際社会において、平等の多様性を認めつつ、圧政や人権侵害を根絶するため、断続的な努力を行う。

日本国民は、自然との共生を信条に、自国のみならずかけがえのない地球の環境を守るため、力を尽くす。

第一章 天皇

第1条(天皇) 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

第2条(皇位の継承) 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第3条(皇位継承順位) 皇位継承順位は、皇位継承順位法に定める順序に基き、これを継承する。

第4条(皇位の継承) 天皇は、この憲法に定める皇位に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。

第5条(第七参照) 第1条(天皇の国事行為) 天皇は、国民の総意に基づき、内閣総理大臣を任命し、内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

2 天皇は、国民のために、次に掲げる国事に関する行為を行う。

一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二 国交を宣明すること。

三 第二十四至第二十七項の規定による決定に基づいて衆議院を解散すること。

四 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の選挙の開票を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の国の官職の任免並びに公権委任状並びに大使及び公使の委任状を認証すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び特赦を宣告すること。

七 特赦を宣告すること。

八 特赦及び法律の定めるその他の外交を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接見すること。

十 勲章を授けよう。

3 天皇は、法律の定めるところにより、前二項の行為を委任することができる。

4 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の副署を必要とし、内閣がその責任を負ふ。

第7条(新設) 皇室典範の定めるところにより、皇位継承順位法は、天皇の皇位継承に関する行為を行う。

現行憲法

【前文】

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理である。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとする国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専断して他国を無視してはならないので、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等な関係に立たうとする各国の義務であるとする。

日本国民は、國家の存続にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

【第一章 天皇】

第一二条(同上)

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の副署を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条(同上)

①天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第五条 皇室典範の定めるところにより、皇位継承順位法は、天皇の皇位継承に関する行為を行う。

2 第四十条(前条第四項の規定は、摂政に適用する。)

第八条(皇位の継承) 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇位継承順位法に基き、これを継承する。

第二章 安全保障

第九条(平和主義) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を擁護し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

(下段第九条(新設))

第九条の二(自衛隊) 我が国の平和と独立並びに国民の安全を確保するため、内閣総理大臣は、必要と認めるときは、自衛隊を維持する。

2 自衛隊は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うとき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 自衛隊は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協同して行われる活動及び緊急事態に於ける公の秩序を維持し、又は国民の生活若しくは自由を守るための活動を行うこととなる。

4 前二項に定めるところのほか、自衛隊の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

第三章 国民の権利及び義務

第十条(日本国民) 日本国民の要件は、法律で定める。

第十一条(基本的人権の享有) 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えらる。

第十二条(国民の義務) この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、保持しなければならない。国民は、これを濫用してはならないのであつて、自由及び権利には責任及び義務が伴つて行使し、かつ、責任及び義務の秩序に反しないよう、自由を享受し、権利を行使する義務を負ふ。

第十三条(個人の尊重) すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序とを限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条(法の下の平等) すべての国民は、法の下の平等であつて、人種、性別、障害の有無、社会的身分又は階級により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、認めない。

3 華族、勲章その他の栄典の授けは、いかなる特権も伴はず。栄典の授けは、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条(公務員の身分及び選挙権) 公務員を選定し、及び罷免するときは、国民固有の権利とする。

2 すべての公務員は、全ての条件である

の場合には、前条第一項の規定を適用する。

第六条(天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。)

①天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行う。

一、二(同上)

三 衆議院を解散すること。

四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

五 国務大臣及び法律の定めるその他の官職の任免並びに公権委任状及び大使及び公使の委任状を認証すること。

六、七、八、九、十(同上)

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは処分することとは、国会の議決に基きなければならない。

【第二章 戦争の放棄】

第九条(同上)

①詔旨の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。(上段第九条の二は新設)

【第三章 国民の権利及び義務】

第十二条(同上)

第十三条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条(法の下の平等) 国民は、法の下の平等であつて、人種、性別、階級、社会的身分又は階級により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

①(同上)

第十五条(同上)

①すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に随ひ公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の

自民党新憲法草案 右面から続く

第三十八條(刑事事件における自白) 何人も、自己に不利な供述を強要され
ない。
2 拷問、脅迫その他の強制による自白
又は不当に取得された自白は、証拠となることができない。
3 何人も、自己に不利な唯一の証拠
が本人の自白である場合には、有罪とされ
ない。

第三十九條(罰及処罰等の禁止) 何人も、
執行の時に適法であつた行為又は既に
罰せられた行為については、刑事上の責
任を問われない。同一の犯罪については、
重ねて刑事上の責任を問われない。

第四十條(刑事補償を求め得る権利) 何
人も、拘留され、又は拘禁された後、無罪
の宣告を受けたときは、法律の定めるところ
により、国にその補償を求め得ることが
できる。

第四章 国会

第四十一條(国会の立法権) 国会は、
国権の最高機関であつて、国の唯一の立法
機関である。

第四十二條(両議院) 国会は、衆議院
及び参議院の両議院で構成する。

第四十三條(両議院の組織) 両議院
は、全国民を代表する選挙された議員で組
成する。

2 両議院の議員の定数は、法律で定め
る。

第四十四條(議員及び選挙人の資格) 両
議院の議員及びその選挙人の資格は、法
律で定める。この場合においては、人種、
信条、性別、階級、教育、財産又は収入
によつて差別してはならない。

第四十五條(衆議院議員の任期) 衆議
院議員の任期は、四年とする。ただし、衆
議院が解散された場合には、その期間満了
前に行なう。

第四十六條(参議院議員の任期) 参議
院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議
員の半数を改選する。

第四十七條(選挙に関する事項) 選挙
区、投票の方法その他両議院の議員の選挙
に関する事項は、法律で定める。

第四十八條(両議院議員兼職の禁止) 何
人も、同時に両議院の議員となることは
できない。

第四十九條(議員の歳費) 両議院の議
員は、法律の定めるところにより、国庫か
ら庶務の歳費を受ける。

第五十條(議員の不逮捕特権) 両議院
の議員は、法律の定める場合を除くには、
国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕さ
れた議員は、その議院の要求があるときは、
会期中釈放しなければならない。

第五十一條(議員の免責特権) 両議
院の議員は、議院が行つた議決、討論又は
表決について、院外で責任を問われな
い。

第五十二條(答会) 国会の答会は、毎
年一回召集する。

2 答会の会期は、法律で定める。
第五十三條(臨時会) 内閣は、国会の
臨時会を召集することができる。い
ずれかの議院の総議員の四分の一以上の要
求があれば、内閣は、その召集を決定しな
なければならない。

第五十四條(衆議院の解散と衆議院議員
の総選挙、特別会及び参議院の緊急集会)
第五十九條の場合その他の場合の衆議院
の解散は、内閣総理大臣が決定する。

2 衆議院が解散されたときは、解散の
日から四十日以内に、衆議院議員の総選
挙を行い、その選挙の日が三十日以内に
国会の特別会を召集しなければならない。
ない。

【第四專 国会】

第四十一、四十二、四十三
条①②(同上)

第四十四條 両議院の議員
及びその選挙人の資格は、法
律でこれを定める。但し、人
種、信条、性別、社会的身
分、門地、教育、財産又は収
入によつて差別してはなら
ない。

第四十五、四十九條(同
上)

第五十條 両議院の議員
は、法律の定める場合を除
いては、国会の会期中逮捕さ
れず、会期前に逮捕された議員
は、その議院の要求があれば、
会期中に釈放しなければなら
ない。

第五十一條(同上)

第五十二條(同上)

(上段第五十二條の「は新
設」)

第五十三條(同上)

第五十四條 衆議院が解散
されたときは、解散の日から
四十日以内に、衆議院議員の
総選挙を行い、その選挙の日
が三十日以内に、国会を召
集しなければならない。

23 10版 © 2005年(平成17年)10月29日 土曜日 第1017号 第1017号 第1017号

3 衆議院が解散されたときは、参議院
は、同時に閉会となる。ただし、内閣は、
国に緊急の必要があるときは、参議院の緊
急集会を求め得ることができ、

4 前項ただし書の緊急集会において採
られた措置は、臨時のものであるとして、必
ず国会開会の後十日以内に、参議院の同意が
ない場合には、その効力を失ふ。

第五十五條(資格争訟の裁判) 両議院
は、各々その議員の資格に関する争訟を裁
判する。ただし、議員の議席を失つたこと
は、出席議員の三分の二以上の多数による
議決を必要とする。

第五十六條(表決及び法定数) 両議院
の議事は、この憲法に特別の定めのある場
合を除いては、出席議員の過半数で決し、
可否同数のときは、議長が決するものとす
る。

2 両議院の議決は、各々その総議員の
三分の二以上の出席がなければならないこと
ができる。

第五十七條(会議及び会議録の公開等)
両議院の会議は、公開しなければならない。
ただし、出席議員の三分の二以上の多
数で議決したときは、秘密を開くことが
できる。

2 両議院は、各々その会議の記録を保
存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要す
ると認められるものを除き、これを公表
し、かつ、一般に頒布しなければならない。

3 出席議員の五分の一以上の要求があ
るときは、各議員の表決を会議録に記載し
なければならない。

第五十八條(役員) 両議院は、各々その議長その他
役員を選任する。

2 両議院は、各々その会議その他の手
続及び内部の規律に関する規則を定め、並
びに院内の秩序を記した議員を懲罰するこ
とができる。ただし、議員を除名するに
は、出席議員の三分の二以上の多数による
議決を必要とする。

第五十九條(法律案の議決及び衆議院の
優越) 法律案は、この憲法に特別の定め
のある場合を除いては、両議院で可決した
とき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異
なつた議決をした法律案は、衆議院で出席
議員の三分の二以上の多数で再び可決した
ときは、法律となる。

3 前項の規定は、法律の定めるところ
により、衆議院が両議院の協議会を開くこ
とを求めるときを妨げない。

4 参議院が衆議院の可決した法律案
を受け取つた後、国会休会中の期間を除
いて三十日以内に、議決しないときは、衆議
院が、参議院がその法律案を受け取つたもの
とみなすことができる。

第六十條(予算案の議決等) 予算案は、先に衆議院に提出
しなければならない。

2 予算案について、参議院が衆議院と
異なつた議決をした場合において、法律の
定めるところにより、両議院の協議会を開
いて参議院が一致しないときは、又は参議院
が衆議院の可決した予算案を受け取つた
後、国会休会中の期間を除いて三十日以内
に議決しないときは、衆議院の議決を国
会の議決とする。

第六十一條(衆議院の承認) 衆議院
の承認は、衆議院が衆議院の承認
については、前条第二項の規定を準用す
る。

①衆議院が解散されたときは、
参議院は、同時に閉会とな
る。但し、内閣は、国に緊
急の必要があるときは、参議
院の緊急集会を求め得ること
ができる。

②前項ただし書の緊急集会にお
いて採られた措置は、臨時の
ものであるとして、必ず国会開
会の後十日以内に、参議院の
同意がなければ、その効力を
失ふ。

第五十五條(同上)
第五十六條(衆議院及び、各
々その総議員の三分の二以上
の出席がなければならないこと
ができる。)

③両議院の議事は、この憲
法に特別の定めのある場合
を除いては、出席議員の過半
数で決し、可否同数のときは、
議長が決するものとする。

第五十七條(衆議院の会議
は、公開とする。但し、出席
議員の三分の二以上の多数で
議決したときは、秘密を開く
ことができる。)

④両議院は、各々その会議
の記録を保存し、秘密会の記
録の中で特に秘密を要すると
認められるものを除いては、こ
れを公表し、かつ、一般に頒布
しなければならない。

⑤出席議員の五分の一以上
の要求があれば、各議員の表
決は、これを会議録に記載し
なければならない。

第五十八條(同上)

⑥両議院は、各々その議
事その他の手続及び内部の規律
に関する規則を定め、又院内
の秩序を記した議員を懲罰す
ることができる。但し、議員
を除名するときは、出席議員
の三分の二以上の多数による
議決を必要とする。

第五十九條(同上)

第六十條(同上)

第六十一、六十二條(同
上)

第六十三條 内閣総理大臣
その他の國務大臣は、両議院
の二に議席を有する。有する
いことがあらず、何時でも
議案について発言するた
議院に出席することができる。
又、答弁又は説明のため出
席を求められたときは、出席
しなければならない。

第六十四條(同上)

(上段第六十四條の「は新
設」)

第六十條 (議院の政調査權) 両議院は、各々國政を調査する權を有し、これに關して、証人の出席及び証言並びに記録の提出を要求する事ができる。

第六十一條 (國務大臣の議院出席の權利及び義務) 内閣總理大臣その他の國務大臣は、兩議院の召集に出席する義務を有し、これを怠らざらば、いつでも議院に對して彈劾を請求する權を有する事ができる。

2 内閣總理大臣その他の國務大臣は、當非又は説明の必要を認められたときは、議院の差控やむを得ない事情がある場合は、出席しなればならない。

第六十四條 (彈劾裁判) 國會は、罷免の請求及び再任を請求する為め、兩議院の議員を組織する彈劾裁判所を設ける。

2 彈劾に關する事項は、法律で定める。

第六十四條之二 (政變) 國會は、政黨が議會制民主主義に反する存在であることにかんがみ、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努むるは、必要でない。

2 政黨の政治活動の自由は、制限してはならない。

3 前二項に定めるもののほか、政黨に關する事項は、法律で定める。

第五章 内閣

第六十五條 (内閣の行政權) 行政權は、この憲法に特別の定めのある場合を除き、内閣に屬する。

第六十六條 (内閣の組織) 國會に對する責任) 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣總理大臣及びその他の國務大臣を組織する。

2 内閣總理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならぬ。

3 内閣は、行政權の行使に關して、國會に對し連帶して責任を負ふ。

第六十七條 (内閣總理大臣の指名及び衆議院の優越) 内閣總理大臣は、國會議員の中から國會が指名する。

2 國會は、他のすべての案件に先立ち、前項の指名を行はなければならない。

3 衆議院と參議院とが異なる指名をした場合において、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開き、その會が一致しないときは、又は衆議院が指名した後、國會休會中の期間を除いて十日以内に、參議院が指名をしないときは、衆議院の指名を國會の指名とする。

第六十八條 (國務大臣の住居) 内閣總理大臣は、國務大臣を任命する。この場合においては、その過半数は、國會議員の中から選ばなければならない。

2 内閣總理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第六十九條 (内閣の不信任決議) 内閣は、衆議院の不信任決議案を可決し、又は信任決議案を可決したときは、十日以内に衆議院が解散されれば、総辭職をしなければならない。

第七十條 (内閣總理大臣の欠けたとき等の内閣の総辭職) 内閣總理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員の総選挙の後初めて國會の召集があったときは、内閣は、總辭職をしなければならない。

第七十一條 (總辭職後の内閣) 前条の場合には、内閣は、新たに内閣總理大臣が任命されるまで、其の職務を行つ。

第七十二條 (内閣總理大臣の職務) 内閣總理大臣は、行政各部を指揮監督し、その總を監督する。

2 内閣總理大臣は、内閣を代表して、議案を國會に提出し、並びに一般國務及び

【第五章 内閣】

第六十五條 行政權は、内閣に屬する。

第六十六條 (同上) 第六十七條 (同上) 第六十八條 (同上)

第六十九條 (同上) 第七十條 (同上) 第七十一條 (同上) 第七十二條 (同上)

第六十八條 (同上) 第六十九條 (同上) 第七十條 (同上) 第七十一條 (同上)

第七十二條 (同上) 第七十三條 (同上) 第七十四條 (同上)

第七十五條 (同上) 第七十六條 (同上) 第七十七條 (同上)

第七十八條 (同上) 第七十九條 (同上) 第八十條 (同上)

第八十一條 (同上) 第八十二條 (同上) 第八十三條 (同上)

第八十四條 (同上) 第八十五條 (同上) 第八十六條 (同上)

第八十七條 (同上) 第八十八條 (同上) 第八十九條 (同上)

外閣關係に關して國會に報告する。

第七十三條 (内閣の職務) 内閣は、他の行政職務のほか、次に掲げる事務を行つ。

一 法律を起草し、執行し、國務を總理する事。

二 外交關係を處理する事。

三 條約を締結する事。ただし、事前の同意を得た後、國會の承認を受けることとなる。

四 法律の定めを基礎に従ひ、國の公務員に對する職務を處理する事。

五 予算案及び法律案を作成して國會に提出する事。

六 法律の制定に關し、政令を制定する事。ただし、政令は、特にその法律の委任がある場合を除いては、職務を執行し、又は權利を制限する規定を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復讐を決定する事。

第七十四條 (最高裁判官の署名) 法律及び政令には、すべて主たる國務大臣が署名し、内閣總理大臣が連署することを要する。

第七十五條 (國務大臣の特權) 國務大臣は、その住居中、内閣總理大臣の同意がなければ、訴追されない。ただし、罪追の權利は、これによらざる。

第六章 司法

第七十六條 (裁判官の任命) すべて司法權は、最高裁判官及び法律の定めるところにより設置する裁判官に屬する。

2 特別裁判所は、設置することができない。行政機關は、終審として裁判を行つてはならない。

3 軍事に關する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設ける。

4 すべて裁判官は、その良心に従ひ、獨立してその職務を行ひ、この憲法及び法律のみに拘束される。

第七十七條 (最高裁判所の裁判官) 最高裁判所は、裁判官の任命、手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務處理に關する事項に對して、規則を定める權限を有する。

2 檢察官、弁護士その他の裁判に關する者は、最高裁判所の定め規則に従はなければならない。

3 最高裁判所は、下級裁判所に對する規則を定める權限を、下級裁判所に委ねることができる。

第七十八條 (裁判官の身分) 裁判官は、次条第三項に規定する場合及びその故障のために職務を執ることができないと裁判により決定された場合を除いては、公の彈劾によらなければ罷免されない。行政機關は、裁判官の懲戒処分を行つてはならない。

第七十九條 (最高裁判所の裁判官) 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定めるところの他の裁判官を構成し、最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、内閣が任命する。

2 最高裁判所の裁判官は、その生命後、法律の定めるところにより、國政の職務を執行しなければならない。

3 前項の審査において罷免すべきとされた裁判官は、罷免される。

4 最高裁判所の裁判官は、法律の定めるところに達した時に退官する。

5 最高裁判所の裁判官は、すべて任期に相當の報酬を受ける。この報酬は、在任中、やむを得ない事由により法律を執行する場合であつて、裁判官の職務行使の獨立を害するおそれがないときを除き、減額を受けることができない。

第七十四條 (同上) 第七十五條 國務大臣はその住居中、内閣總理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これにかんがみ、罪追の權利は、これによらざる。

【第六章 司法】

第七十六條 (同上) (上段第七十六條の)は、新

第七十七條 (同上) (上段第七十七條の)は、新

第七十八條 (同上) (上段第七十八條の)は、新

第七十九條 (同上) (上段第七十九條の)は、新

第八十條 (同上) (上段第八十條の)は、新

第八十一條 (同上) (上段第八十一條の)は、新

第八十二條 (同上) (上段第八十二條の)は、新

第八十三條 (同上) (上段第八十三條の)は、新

第八十四條 (同上) (上段第八十四條の)は、新

第八十五條 (同上) (上段第八十五條の)は、新

第八十六條 (同上) (上段第八十六條の)は、新

第八十七條 (同上) (上段第八十七條の)は、新

第八十八條 (同上) (上段第八十八條の)は、新

第八十九條 (同上) (上段第八十九條の)は、新

第九十條 (同上) (上段第九十條の)は、新

第九十一條 (同上) (上段第九十一條の)は、新

第九十二條 (同上) (上段第九十二條の)は、新

第九十三條 (同上) (上段第九十三條の)は、新

第九十四條 (同上) (上段第九十四條の)は、新

第九十五條 (同上) (上段第九十五條の)は、新

第九十六條 (同上) (上段第九十六條の)は、新

第九十七條 (同上) (上段第九十七條の)は、新

第九十八條 (同上) (上段第九十八條の)は、新

第九十九條 (同上) (上段第九十九條の)は、新

【第十四条(下級裁判所の裁判官)】 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の内閣が任命する。その職は、任期を十年とし、再任されることなき。ただし、法律の定める年齢に達した時は退任する。

2 第五項の規定は、下級裁判所の裁判官の職務について準用する。

【第十五条(送金審査権と最高裁判所)】 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

【第十六条(裁判の公開)】 裁判の対審及び判決は、公開廷で行う。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある或し場合には、対審は、公開しないうちで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常に公開しなければならない。

第七章 財政

【第六十三条(財政の基本原則)】 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。

2 財政の健全性の確保は、常に配慮をなされなければならない。

【第六十四条(租税法主義)】 租税新に課し、又は変更するには、法律の定めるところによることを要する。

【第六十五条(国庫の支出及び国の債務負担)】 国庫を支出し、又は国の債務を負担するは、国会の議決に基づくことを要する。

【第六十六条(予算)】 内閣は、毎会計年度の予算案を作成し、国会に提出し、その審議を受け、議決を経なければならない。

2 当該会計年度開始前に前項の議決がなかつたときは、内閣は、法律の定めるところにより、前項の議決を経るまでの間、必要な支出をすることができ、

3 前項の規定による支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

【第六十七条(予算)】 予算に算入の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任これを用いることができる。

2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

【第六十八条(皇室財産及皇室の費用)】 すべて皇室財産は、國に屬する。よつて皇室の費用は、予算案に計上し、国会の議決を経なければならない。

【第六十九条(公の財産の支出及利用の制限)】 公庫その他の公的財産は、第三十條第三項の規定による制限を要せず、宗教的活動を行う組織又は団体の使用、便益若しくは維持のため、支出し、又はその利用に供してはならない。

2 公庫その他の公的財産は、国若しくは公共団体の監督及び又は監督、教育若しくは博愛の事業に於て支出し、又はその利用に供してはならない。

【第七十条(決算の審議)】 内閣は、国の収入支出の決算について、すべて毎会計検査院の検査を受け、法律の定めるところにより、次の年度に於て議決するものゝ國會に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律で定める。

【第七十一条(財政状況の報告)】 内閣は、国会及び國民に対し、定期に少なくとも毎一年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

中、これを減額することができ、

【第七十一条(同上)】 第八十一条(同上)

【第七十二条(同上)】 第八十二条(同上)

第七章 財政

【第六十三条(同上)】 第八十三条(同上) 上段第六十三条の2は新設

【第六十四条(あらたに租税を課し又は現行の租税を変更する)】 法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

【第六十五条(同上)】 第八十五条(同上)

【第六十六条(同上)】 第八十六条(同上) 上段第六十六条の2、3は新設

【第六十七条(同上)】 第八十七条(同上)

【第六十八条(同上)】 第八十八条(同上)

【第六十九条(公庫その他の公的財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。】 第九十条(国の収入支出の決算は、すべて毎会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともにこれを國會に提出しなければならない。】 第九十一条(同上)

【第七十二条(同上)】 第九十二条(同上)

第八章 地方自治

【第九十一条(地方自治の本旨)】 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に身近な行政を旨とし、自主的かつ総合的に実施することを旨として行う。

2 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を公平に受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う。

【第九十二条(地方自治体の種類等)】 地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括し、構成員を基礎地方自治体とする。

2 地方自治体の組織及び運営に関する基本的事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。

【第九十三条(国及び地方自治体の相互の協力)】 国及び地方自治体は、地方自治の本旨に基づき、適切な役割分担を踏まえて、相互に協力しなければならない。

【第九十四条(地方自治体の機関及び選挙)】 地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他の重要事項を議決する機関として、議会を設置する。

2 地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。

【第九十五条(地方自治体の権能)】 地方自治体は、その事務を処理する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

【第九十六条(地方自治体の財源及び国の財政措置)】 地方自治体の運営は、その分担する役割及び責任に応じ、条例の定めるところにより課する地方税のほか、当該地方自治体が自主的に収得を定むることができる財産をもってその財源に充てることを基本とする。

2 国は、地方自治の本旨及び国民の福利に基づき、地方自治体の行うべき業務の提供が確保されるよう、法律の定めるところにより、必要な財政上の措置を講ずる。

3 第八十三條第三項の規定は、地方自治について準用する。(下段第九十五条は削除)

第九章 改正

【第九十六条】 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の過半数、各議院の総議員の過半数の賛成、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票を行つて、その過半数の賛成を要する。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国政の統一を要するとして、直ちに憲法改正を公布する。

第十章 最高法規

【第九十七条(憲法の尊重)】 この憲法が日本國民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自覚的努力の成果であつて、これを擁護し、増進の試練に堪え、現在及び将来の國民に於て守つていかなるものも、これを侵すことのできない。この憲法は、この精神に依つて信託されたものである。

【第九十八条(憲法の最高法規性)】 この憲法は、國の最高法規である。その条規に於ける法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際協定は、これを尊重し、遵守することを要する。

【第九十九条(憲法尊重擁護義務)】 天皇又は摂政及び國務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

【第八章 地方自治】

(上段第九十一条の二三) 第九十二条(地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律で定める。)(上段第九十三条は新設)

第九十三条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第九十四条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第九十五条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第九十六条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第九十七条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第九十八条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第九十九条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百零一条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百零二条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百零三条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百零四条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百零五条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百零六条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百零七条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百零八条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百零九条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百一十条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百一十一条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百一十二条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百一十三条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百一十四条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百一十五条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百一十六条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百一十七条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百一十八条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百一十九条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百二十条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百二十一条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百二十二条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

第一百二十三条(地方公共団体の長、議員及びその他の公務員は、当該地方自治体の住民が、直接選挙する。)

日本国憲法の改正手続に関する法律案(仮称)・骨子素案
【自由民主党・公明党合意】(2006年4月18日)

第一 趣旨

この法律は、日本国憲法第96条に定める憲法改正について、国民の承認の投票(以下「国民投票」という)に關する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議の手続を整備するものとする。

第二 総則

一 国民投票の期日等

1 国民投票は、国会が憲法改正を發議した日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行うものとする。

2 総務大臣は、国民投票の期日の通知があつたときは、速やかに、中央選挙管理会に通知しなければならないものとする。中央選挙管理会は、総務大臣から通知があつたときは、速やかに、国民投票の期日を官報で告示しなければならないものとする。

二 国民投票の投票権

衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する者は、国民投票の投票権を有するものとする。

三 国民投票の執行に関する事務の管理

国民投票の執行に関する事務は、中央選挙管理会が管理するものとする。

第三 憲法改正案広報協議会及び国民投票に関する周知

一 憲法改正案広報協議会

1 憲法改正の發議があつたときは、その国民に対する周知及び広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する憲法改正案広報協議会を設けるものとする。(この設置根拠規定は、国会法に置くものとする。第一三の四参照。)

2 憲法改正案広報協議会の委員は、各会派の所属議員数を踏まえて、各会派に割り当てて選任するものとする。

3 憲法改正案広報協議会は、憲法改正案、その要旨及び解説、憲法改正案に対す

る賛成・反対の意見その他の事項を掲載した国民投票公報の作成その他憲法改正案の周知に関する事務を行うものとする。

二 国民投票に関する周知

1 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法その他国民投票の執行に關し必要と認め事項を投票人に周知させなければならないものとする。

2 中央選挙管理会は、国民投票の結果を投票人に対して速やかに知らせるように努めなければならないものとする。

第四 投票人名簿及び在外投票人名簿

1 市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿及び在外投票人名簿を調製しなければならないものとする。

2 市町村の選挙管理委員会は、中央選挙管理会が定めるところにより、当該市町村の区域内に住所を有する投票人で当該市町村の住民基本台帳に記録されているものを投票人名簿に登録しなければならないものとする。この場合において、国政選挙の場合と同様に、いわゆる「3箇月居住要件」を維持するものとする。

第五 投票及び開票

一 一人一票

国民投票は、憲法改正案ごとに一人一票に限るものとする。

二 投票管理者及び投票立会人

投票管理者及び投票立会人に關し、必要な規定を置くものとする。

三 投票用紙

投票用紙は、国会の發議に係る憲法改正の議案ごとに調製するものとする。

四 投票の方式

投票人は、投票所において、憲法改正案に対して賛成するときは○、反対するときは×の記号を、自ら記載して、これを投票箱に入れなければならないものとする。

五 開票管理者及び開票立会人
開票管理者及び開票立会人に関し、必要な規定を置くものとする。

六 投票及び開票に関するその他の事項
国民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法中衆議院比例代表選出議員の選挙の投票及び開票に関する規定の例によるものとする。

第六 国民投票分会及び国民投票会

一 国民投票分会及び国民投票会
国民投票分会及び国民投票会に関し、必要な規定を置くものとする。

二 国民投票の結果の報告及び告示等

1 中央選挙管理会は、国民投票の結果の報告を受けたときは、直ちに、有効投票の総数、憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びに憲法改正案に対する賛成の投票の数が有効投票の総数の2分の1を超える旨又は超えない旨を官報で告示するとともに、総務大臣を通じ内閣総理大臣に通知しなければならないものとする。

2 内閣総理大臣は、1の通知を受けたときは、直ちに、1に規定する事項を衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならないものとする。

第七 国民投票運動に関する規制等

一 投票事務関係者の国民投票運動の禁止

1 投票管理者、開票管理者等は、在職中、その関係区域内において、国民投票運動をすることができないものとする。

2 中央選挙管理会の委員等、選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、警察官、会計検査官、徴税官吏は、在職中、国民投票運動をすることができないものとする。

二 公務員等の地位利用による国民投票運動の禁止

国又は地方公共団体の公務員等は、その地位を利用して国民投票運動をすることができないものとする。

三 教育者の地位利用による国民投票運動の禁止

教育者（学校教育法に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して国民投票運動をすることができないものとする。

四 外国人の国民投票運動の禁止等

外国人は、組織的な国民投票運動や国民の投票行動に重大な影響を及ぼすおそれのある国民投票運動をすることができないものとする。

五 国民投票に関する罪を犯した者の国民投票運動の禁止

この法律に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられたために選挙権及び被選挙権を有しない者は、国民投票運動をすることができないものとする。

六 報道機関の自主的取組

新聞社、通信社、放送機関その他の報道機関は、虚偽の事項を報道し、又は事実を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して国民投票の公正を害することのないよう努めるものとする。

七 投票日前の放送による広告の制限

何人も、国民投票の期日前7日から国民投票の期日までの間においては、国民投票に関する広告を、一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者、有線ラジオ放送の業務を行う者又は電気通信役務利用放送の業務を行う者の放送設備により放送をさせることができないものとする。

八 政党等によるテレビジョン放送及び新聞広告

1 政党等は、憲法改正案広報協議会の定めるところにより、日本放送協会及び一般放送事業者のテレビジョン放送の放送設備により、無料で、憲法改正案に対する意見の放送をすることができるものとする。

2 政党等は、憲法改正案広報協議会の定めるところにより、新聞に、無料で、憲法改正案に対する意見の広告をすることができるものとする。

第八 罰則

1 ①買収罪、②投票干渉罪、③国民投票の自由妨害罪、④投票の秘密侵害罪、⑤

国民投票運動の規制違反の罪その他の罪に関し、必要な罰則の規定を置くものとする。

2 国外犯に対し、必要な罰則の規定を置くものとする。

第九 国民投票の効果

一 国民の承認

国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が有効投票の総数の2分の1を超えた場合は、当該憲法改正について国民の承認があったものとする。なお、最低投票率制度は導入しないものとする。

二 憲法改正の公布

内閣総理大臣は、憲法改正案に対する賛成の投票の数が有効投票の総数の2分の1を超える旨の通知を受けたときは、直ちに当該憲法改正の公布の手続きを執らなければならないものとする。

第一〇 国民投票無効の訴訟等

一 国民投票無効の訴訟

1 国民投票に関し異議があるときは、投票人は、中央選挙管理会を被告として、国民投票の結果の告示の日から起算して30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができるものとする。

2 1による訴訟の提起があった場合において、①国民投票の管理執行に当る機関が国民投票の管理執行につき遵守すべき手続に関する規定に違反した場合、②投票人の投票意思を妨げるおそれのある国民投票運動の規制及び罰則に違反する行為があり、多数の投票人が一般にその自由な判断による投票が妨げられたといえる重大な違反がある場合、又は③憲法改正案に対する賛成又は反対の投票の数の確定に関する判断に誤りがある場合であって、そのために国民投票の結果に異動を及ぼすおそれがあるときは、裁判所は、その国民投票の全部又は一部の無効の判決をしなければならないものとする。

二 訴訟の処理

訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速やかにその裁判をしな

なければならないものとする。訴訟関係人及び中央選挙管理会その他の国の機関は、充実した審理を特に迅速に行うことができるよう、裁判所に協力しなければならないものとする。

三 訴訟の提起と国民投票の効力

訴訟の提起があっても、国民の投票の効力は、停止しないものとする。

四 憲法改正の効果の発生の停止

1 裁判所は、憲法改正が無効とされることにより生じる重大な支障を避けるために緊急の必要があるときは、申立てにより決定をもって、憲法改正の効果の発生の全部又は一部を停止するものとする。ただし、本案について理由がないとみえるときは、この限りでないものとする。

2 1により憲法改正の効果の発生を停止する決定があったときは、憲法改正の効果の発生は、本案に係る判決が確定するまでの間、停止するものとする。

第一一 再投票及び更正決定

1 訴訟の結果、国民投票の全部又は一部が無効となった場合（2の更正決定が可能な場合を除く。）においては、更に国民投票を行わなければならないものとする。

2 訴訟の結果、国民投票の結果が無効となった場合において、更に国民投票を行わないで国民投票の結果を定めることができるときは、国民投票会を開き、これを定めなければならないものとする。

第一二 その他

1 国民投票の執行に関する費用並びに放送及び新聞広告に要する費用は、国庫の負担とするものとする。

2 その他所要の規定を設けるものとする。

第一三 憲法改正の発議のための国会法の一部改正

一 憲法改正案の提出

1 議員が憲法改正案を提出するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要するものとする。

2 憲法改正案の提出に当たっては、そ

の提出者は、内容的に関連する事項ごとに区分して行うよう努めなければならないものとする。

二 憲法審査会

1 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行い、並びに憲法改正案及び日本国憲法の改正手続に関する法律に関する法律案を審査するため、各議院に、常設機関として、憲法審査会を設けるものとする。

2 憲法審査会は、憲法改正案及び日本国憲法の改正手続に関する法律に関する法律案を提出することができるものとする。

3 各議院の憲法審査会は、他の議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができるものとする。合同審査会は、憲法改正案に関し、各議院の憲法審査会に勧告することができるものとする。

4 憲法改正案の議決に当たっては、各議院の法定議員数の3分の2以上の賛成を要するものとする。

5 憲法審査会の議事その他運営に関する事項については、各議院の議決により特

別の定めをすることができるものとする。

三 憲法改正の発議及び国民に対する提案

1 憲法改正案について国会において最後の可決があった場合には、その可決をもって、日本国憲法第96条第1項の憲法改正の発議をし、かつ、同項の承認を求めするために国民に提案したものとする。

2 1の場合において、両議院の議長は、憲法改正の発議をした旨及び発議に係る憲法改正案を官報に掲載するものとする。

四 憲法改正案広報協議会

憲法改正の発議があったときは、その国民に対する周知及び広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する憲法改正案広報協議会を設けるものとする。

第一四 施行期日

この法律は、 から施行するものとする。

宮崎日日新聞 2005年12月4日

日本科学者会議九州地区の「憲法9条フォーラム」は三日、宮崎市の市民文化ホールであった。県内の大学関係者ら七十人が参加。基調報告やパネルディスカッションを通し、憲法九条の改定反対を訴えた。



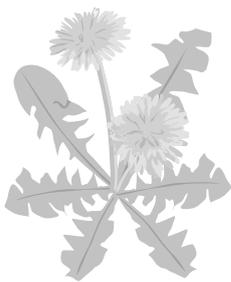
九条の改定阻止を訴えた憲法9条フォーラム

軍事化の歯止め必要

教授ら9条フォーラム

宮崎市

のは、九条のおかげ。軍事化への歯止めとして絶對必要」と方説した。元宮崎大学長で被ばく経



験者の池田一さんや幼少時に沖縄戦を体験した同大学の新城敏晴名誉教授、中国出身で宮崎公立大文学部の王智新教授が登壇。「戦争は兵士だけでなく一般市民の犠牲を強いる」などと戦争の悲惨さを訴えた。

民主党「憲法提言」(05年10月31日)
民主党憲法調査会

目次

- I 未来志向の憲法を構想する
- II 国民主権が生きる新たな統治機構の創出のために
- III 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして
- IV 多様性に満ちた分権社会の実現に向けて
- V より確かな安全保障の枠組みを形成するために

I 未来志向の憲法を構想する

1. 憲法論議の土台を明確にし、未来志向の新しい憲法を構想する

多くの国民は、日本国憲法が戦後の平和国家日本の確立と持続に極めて大きな役割を果たすとともに、人権意識や民主主義をこの国に深く根づかせる土台となってきたことを認識している。これを踏まえ、私たちは、日本国憲法の根本規範に基づいて築き上げてきたものに誇りを持ち、それを堅持しつつ、さらにそれらを強化・発展させるために求められるのは何かという出発点に立って議論を進めている。

昨今、憲法論議が徐々に盛り上がってきている状況を、私たちは歓迎している。その中でいま、求められていることは、21世紀の新しい時代を迎えて、未来志向の憲法構想を、勇気をもって打ち立てるということである。それは、現在の日本国憲法が掲げる基本理念を踏まえ、それらをいかに深化・発展させるかということであり、新たな時代にふさわしい「新しい国のかたち」を国民と共有することに他ならない。

2. 新しい憲法の構成

そもそも憲法とは、主権者である国民が、国家機構等に公権力を委ねるとともに、その限界を設け、これをみずからの監視下に置き、コントロールするための基本ルールのことである。同時に、これからの憲法を考えるに際しては、憲法のこうした固有の役割に加えて、憲法それ自体が国民統合の価値を体現するものであるとともに、国際社会と共存し、平和国家としてのメッセージを率先して発信するものでなくてはならない。未来志向の憲法は、国家権力の恣意的行使や一方的な暴力を抑制すること、あるいは国家権力からの自由を確保することにとどまらず、これに加えて、国民の意思を表明し、世界に対して国のあり方を示す一種の「宣言」としての意味合いを強く持つものである。そしてその構成は、日本国民の「精神」あるいは「意志」を謳った部分と、人間の自立を支え、

社会の安全を確保する国(中央政府及び地方政府)の活動を律する「枠組み」あるいは「ルール」を謳った部分の二つから構成される。

3. 新しい憲法がめざす5つの基本目標

私たちは、こうした2つの性質を合わせ持つ新しい憲法は、以下の5つの基本目標を達成するものでなければならないと考えている。これはまた、民主党が5年間の憲法論議を通じて獲得し、共有した価値でもある。

① 自立と共生を基礎とする国民が、みずから参画し責任を負う新たな国民主権社会を構築すること。

② 世界人権宣言及び国際人権規約をはじめとする普遍的な人権保障を確立し、併せて、環境権、知る権利、生命倫理などの「新しい権利」を確立すること。

③ 日本からの世界に対するメッセージとしての「環境国家」への道を示すとともに、国際社会と協働する「平和創造国家」日本を再構築すること。

④ 活気に満ち主体性を持った国の統治機構の確立と、民の自立力と共同の力に基礎を置いた「分権国家」を創出すること。

⑤ 日本の伝統と文化の尊重とその可能性を追求し、併せて個人、家族、コミュニティ、地方自治体、国家、国際社会の適切な関係の樹立、すなわち重層的な共同体的価値意識の形成を促進すること。

4. 憲法の「空洞化」を阻止し、「法の支配」を取り戻す

私たちは曖昧さのつきまとう憲法解釈が、国際社会の要請や時代の変化に鋭く反応する気概をこの国の人々から喪失させているのではないかという懸念を抱いている。

その上、日本ではいま、既成事実をさらに積み重ねて憲法の「形骸化」を目論む動きがある。

とりわけ、今日われわれが目撃しているわが国の憲法の姿は、その時々々の政権の恣意的解釈によって、憲法の運用が左右されているという現実である。同一の内閣においてすら、憲法解

積が平然と変更されて、いまや憲法の「空洞化」が叫ばれるほどになっている。いま最も必要なことは、この傾向に歯止めをかけて、憲法を鍛え直し、「法の支配」を取り戻すことである。

5. 憲法を国民の手に取り戻すために

私たちは、当面する課題として、憲法改正手続法制・国民投票法制の整備にとりかからなくてはならない。しかも、国民に開かれた形で、これらの議論を進めていかなければならない。

未来志向の憲法を打ち立てるに際しては、国民の強い意志がそこに反映されなくてはならない。しかし、日本ではこれまで、憲法制定や改正において、日本国民の意思がそのまま反映される国民投票を一度も経験したことがない。私たちは、憲法を国民の手に取り戻すために、国民による直接的な意思の表明と選択が何よりも大事であることを強く受け止めている。

6. 大いなる憲法論議のための「提言」をもって行動する

ここにとりまとめた「憲法提言」は、その大いなる国民的議論に資するための1つの素材を提供するものである。

憲法についてそれぞれの想いで意見を発露することは必要だが、それだけでは現実の憲法を変えることはできない。

多様な憲法論議を踏まえて何らかの改革を行おうとするならば、衆参各院において国会議員の3分2以上の合意を達成し、かつ国民多数の賛同を得るのだからなければならない。政党や国会議員は、みずからの意見表明にとどまることなく、国会としてのコンセンサスと国民多数の賛同をどう取りつけていくのかに向けて真摯に努力していくことが求められている。

そもそも、憲法の姿を決定する権限を最終的に有しているのは、政党でも議会でもなく、国民である。今後はさらに、憲法を制定する当事者である国民の議論を大いに喚起していくことが重要である。民主党はその先頭に立って、国民との憲法対話を精力的に推し進めていく決意である。

II 国民主権が生きる新たな統治機構の創出のために

官主導の統治制度と決別して、民主導の新しい統治制度へ移行する。政府の統治機構については、「国民主権の徹底」と「権力分立の明確化」を基本とし、(1)首相主導の政府運営の確立、(2)国民の付託を受けた国会の行政監視機能を拡充強化、(3)違憲審査機能の充実、を柱に検討しとりまとめた。とりわけ、行政監視院の設置や国政調査権の拡充など議会による行

政監視機能の整備を通じて、「議会の復権」もしくは「国会の活性化」を可能とするための改革提案を行う。

1. 首相(内閣総理大臣)主導の政府運営の実現

現行憲法では、第65条で「行政権は内閣に属する」となっており、かつ第66条第3項で内閣はその行使について「連帯して責任を負う」となっている。そのため、全会一致の閣議決定に権限行使が委ねられており、第66条第1項にいう「首長」としての内閣総理大臣のリーダーシップが強く制限されてきた。

首相(内閣総理大臣)主導の政府運営の確立のため、統一的な政策を決定し、様々な行政機関を指揮監督してその総合調整をはかる「執政権(executive power)」を内閣総理大臣に持たせ、執政権を有する首相(内閣総理大臣)が内閣を構成し、「行政権(administrative power)を統括することとする。

① 憲法第5章(「内閣」)における主体を「内閣総理大臣」とするとともに、第65条における「行政権」を「執政権」に切り替え、首長としての内閣総理大臣の地位と行政を指揮監督する首相(内閣総理大臣)の権限を明確にする。

② 政治主導・内閣主導の政治を実現するため、内閣法や国家行政組織法など憲法附属法の見直しを行い、政治任用を柔軟なものにし、首相の行政組織権を明確なものにする。

③ 現行の政官癒着の構造を断ち切り、個々の議員と官僚の接触を禁止するなどの「政官関係のあり方」についてさらに検討し、その規定を明確にする。

2. 議会の機能強化と政府・行政監視機能の充実

政府に対する国民のコントロール権限が十分に発揮されるよう、議会の「政府・行政監視機能」を大幅に拡充する必要がある。このため、議会を単なる法案審議の場と

するのではなく、今日の複雑な行財政システムや対外関係を律することが可能な専門的情報管理とチェック権能を果たすための仕組みに拡充していく。

さらに、現行の国政調査権をより活用できる仕組みを確立するとともに、二院制についても、決算・行政監視の充実など専門的・総合的な機能を兼ね備えた参議院制度の確立を目指すなどの見直しが必要である。ただし、この二院制の見直しに際しては、分権改革との関連や二大政党システムの確立と併せて検討されるべきである。

① 行政府の活動に関する評価機能をも併せ持った「行政監視院」を設置するなど、専門的な

行政監視機構を整備する。政府から独立した第三者機関とするのか、議会の下に設置するのかについては、さらに検討を要する。

② 憲法上の規定があいまいなまま現在の行政府が所管しているいわゆる独立行政委員会については、その準司法的機関としての性格を踏まえ、内閣とは別の位置づけを明確にする。その上で、それらに対する議会による同意と監視の機能を整備する。

③ 国政調査権を少数でも行使可能なものにし、議会によるチェック機能を強化する。

④ 二院制を維持しつつ、その役割を明確にし、議会の活性化につなげる。例えば、予算は衆議院、決算と行政監視は参議院といった役割分担を明確にするとともに、各院の選挙制度についても再検討する。

⑤ 政党については、議会制民主主義を支える重要な役割を鑑み、憲法上に位置づけることを踏まえながら、必要な法整備をはかる。

⑥ 選挙制度については、政治家や政党の利害関係に左右されないよう、その基本的枠組みについて憲法上に規定を設ける。

3. 違憲審査機能の強化及び憲法秩序維持機能の拡充

最高裁判所による違憲判断の事例が極めて少ないことから、わが国の司法の態度は自己抑制的であり、消極的すぎるとの批判を受けてきた。

司法消極主義の下で繰り返されてきた政府・内閣法制局の憲法解釈を許さず、憲法に対する国民の信頼を取り戻し、憲法秩序をより確かな形で維持するため、違憲立法審査を専門に行う憲法裁判所の設置を検討する。

国家非常事態における首相(内閣総理大臣)の解散権の制限など、憲法秩序の下で政府の行動が制約されるよう、国家緊急権を憲法上明示しておくことも、重ねて議論を要する。

① 新たに憲法裁判所を設置するなど違憲審査機能の拡充をはかる。

② 行政訴訟法制の大胆な見直しを進めると同時に、憲法に幅広い国民の訴訟権を明示する。

③ 国家緊急権を憲法上に明示し、非常事態においても、国民主権や基本的人権の尊重などが侵されることなく、その憲法秩序が確保されるよう、その仕組みを明確にしておく。

4. 公会計、財政に関する諸規定の整備・導入

現行憲法では、公会計や財政処理に関する規定が明確ではなく、その責任もあいまいなまま放置されている。しかし、憲法の基本原理たる国民主権の本来の姿は、税の徴収と使用に対する国民監視がその根底にあり、この点を明確に

することは憲法の基本原理にもかかわる重要なことである。官僚や時々の政府の恣意的な財政支出や会計システムの利用を許さず、税に対する国民監視を強化する意味でも、先の「行政監視院」の設置と合わせて、公会計や財政責任に関する規定を明確にしておくことが重要である。また、中央銀行の位置づけについては、引き続き検討する。

① 責任の所在があいまいな現行の国の財政処理の権限については、国会の議決に基づいて、内閣総理大臣が行行使することを明確にする。

② 内閣総理大臣に、国の財政状況、現在及び将来の国民に与える影響の予測について、国会への報告を義務付ける。また、予算については、複数年度にわたる財政計画を国会に報告し、承認を得る。

③ 会計検査院(または新たに設置された行政監視院等)の報告を受けた国会は内閣に対して勧告を行い、内閣はこの勧告に応じて必要な措置を講ずることを明記する。

5. 国民投票制度の検討

現在、憲法改正に係る国民投票制度の在り方について、検討作業が進められているが、この制度自体は、直接民主主義に関わるものであり、より広汎な検討が必要とされるものである。こうした観点から、例えば、「主権の委譲」を伴う国際機構への参加や、重大な外交関係の変更などに関して、また特定地域の住民に特別の強い影響を及ぼす法制度の改革などに関して、国民投票制度の整備を行うことが必要である。

① 議会政治を補完するものとして、国民の意見を直接問う国民投票制度の拡充を検討する。

Ⅲ 「人間の尊厳」の尊重と「共同の責務」の確立をめざして

1. まず、「人間の尊厳」を尊重する

人間は自然の一部であり、命があり、自由な主体性を持っているが故に尊厳がある。

「人間の尊厳」を尊重するとは、自然を守り、命あるものを守り、他者の自由な主体性をも守ることである。

これを基礎として、現行憲法に明記されている人権保障を踏まえて、さらに新しい時代にふさわしいものへと進化させていく必要がある。

日本国憲法の根本規範の1つである基本的人権の尊重を、抽象的な権利の主張としてではなく、日本社会に暮らす一人ひとりの人間としての「尊厳」を具体的な権利の主張として受け止める必要がある。

とりわけ、「人間の尊厳」を破壊する暴力については、国家と個人の関係はともより、個人

と個人の私的な関係においても、これを厳格に禁止すべきである。

また、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」との世界人権宣言第1条のこの規定の根底には、「人間の尊厳」(国連憲章前文)の尊重を人権保障のための第1原理として据える確乎たる思想がある。それは今日、国際人権保障体制との協力の下で達成されうるものであることを再確認する。

この普遍的な考えの上に立ち、特に、以下の人権に係る規定を置く。

(1) 生命倫理および生命に対する権利を明確にする。

人権保障の根本原理として「人間の尊厳は侵すことができない」という考えのもと、「生命に対する権利」を明確にする。

① 身体と精神に対する、本人の意思に反したさまざまな侵害を排除する権利である人体の統合の不可侵、人体とその一部の利用は、無償の提供によってのみ許されるという人体要素の無償原則、人体とその一部に関する情報の収集、保存、利用に対する個人のプライバシー保護を憲法上明確にする。

② 生殖医療及び遺伝子技術の濫用からの保護を明確にする。

③ 自らの生命や生活に関して、本人自身が決定できる自己決定権については、憲法上保障する権利の内容を検討し明確にすべきである。

(2) あらゆる暴力からの保護を明確にする。

現代社会における暴力は、配偶者間・親子間・子どもの折檻などのドメスティック・バイオレンスや、異性間におけるセクシャル・ハラスメント等あるいは国際的な人身売買など、その関係、形態は多様である。あらゆる「人間の尊厳」を破壊する個人的・社会的暴力を厳格に禁止する旨を明確にする。

(3) 犯罪被害者の人権を擁護する。

「人間の尊厳」の尊重の観点を踏まえ、何らかの表現で憲法に犯罪被害者の権利を明確にする。一方で、国家からの人身の自由を大前提とし、死刑制度廃止の是非についても検討をすべきである。

(4) 子どもの権利と子どもの発達を保障する。

子どもを独立した人格の担い手として認め、「人間の尊厳」の尊重の観点から、その権利を明記する。また、「人間の尊厳」の尊重の基盤としての「教育への権利」を明確にし、良好な家庭的環境で成長するための施策も含め「国及び地方公共団体並びに保護者、地域等の教育に関する責務ないし責任」を明確にする。

(5) 外国人の人権を保障する。

「人間の尊厳」の尊重はすべての人びとに保障されるとの観点に立ち、外国人の人権及び庇護権と難民の権利を憲法上明確にする。また、公的社会への参画の権利等について検討する。

(6) 信教の自由を確保し、政教分離の原則を厳格に維持する。

信教の自由を「人間の尊厳」の保障に係るものとして位置づけ、かつ宗教団体と政党との関係、公の機関と宗教的活動との関係などに関して政教分離の厳格な規定を設ける。

(7) あらゆる差別をなくす規定を検討する。

「差別」は「人間の尊厳」を侵害するものである故に、「差別」はしてはならない。

日本では、法律のレベルにおいても「差別」に対する厳格な規定をするものがあまりなく、このため人権保障が形骸化しているケースも少なくない。実質的な人権保障ができるよう、憲法上の規定のあり方を検討すべきである。

(8) 人権保障のための第三者機関を設置する。

人権侵害の状況に対する不断の監視と、人権の実現のためのサポートシステムとして独立性の高い国内人権保障機関の設置を憲法上明確にする。

2. 「共同の責務」を果たす社会へ向かう

権利だけで社会は維持できないが、だからと言って、「義務」を強調することで社会の統合力が高まるわけでもない。「納税の義務」「法に従う義務」などが法的拘束力の有する「義務」として、一般に挙げられる。しかし、環境保全の場合のような社会的広がりを持つ社会共通の切実な課題については、国、地方公共団体、企業その他の中間団体、および家族・コミュニティや個人の協力がなければ達成し得ないものである。

われわれは、これらの課題に挑戦するものとして、国民の義務という概念に代えて、「共同の責務」という考えを提示したいと考える。いま、地域(国)や世代の対立を超えて、人権あるいは環境についてこれを良好に維持する「責務」を「共同」で果たし、互いに権利を思いやりながら暮らしていける社会の実現を目指すものである。

それはまた、<国家と個人の対立>や<社会と個人の対立>を前提に個人の権利を位置づける考えに立つのではなく、国家と社会と個人の協力の総和が「人間の尊厳」を保障することを改めて確認する。

(1) 環境優先の思想を宣言する。

より環境を重視するとの観点に立ち、憲法において「地球環境」保全及び「環境優先」の思

想について言及することが望ましい。

(2)人権・環境の維持向上のための「共同の責務」を果たすことから始める。

自然環境の維持・向上は、個人の権利としては馴染みがたく、かつ個人や行政の義務だけでも果たし得ない。国・企業その他の中間団体並びに家族やコミュニティ及び国民の「責務」を同時に明確にする。

(3)現在生きる人の利害だけでなく、将来の人々に対する責務も果たす。

世代間の負担の公平を確保し、優れた自然や環境を将来世代へ引き継ぐことの責務を明らかにして、目先の利害に囚われることなく、「未来への責任」を果たしていくことを明確にする。

(4)公共のための財産権の制約を明確にする。

財産権の見直しを行い、土地資源や自然エネルギー資源、公共的な価値を認めて利用と処分についての制限を設ける。例えば、都市景観については、適正な制限の下に調和した土地利用がなされる必要がある。これによって、良好な共同資源の維持の責務を果たすことができるようにする。なお、憲法において、適正手続の明確化と判例において曖昧に用いられてきた「正当な補償の下に」という文言の明確化を行い、制約基準を明確にする。

(5)曖昧な「公共の福祉」を再定義する。

日本社会では、国際人権規約委員会が指摘している通り、「公共の福祉」概念が曖昧であり、それが人権制約にかかる恣意的解釈を許している。現行憲法に関して言えば、そもそも、自由権から財産権まで、質の異なる基本権について「公共の福祉」という同一の用語でもって何らかの制限を課そうとするとともに無理があると思われる。個人の自由で自律的な人生選択にかかわる基底的な基本権とその他の基本権とを区分し、その区分に基づいて「公共の福祉」について再定義する必要がある。

すなわち、人権の制約原理としての「公共の福祉」概念については、人権相互の調整原理と、社会的価値の実現もしくは確保のための「公共の福祉」とを明確に区分して再検討する。内面的自由の確保を核とする自由権に対する制約は、これを人権相互の調整の必要の範囲内のことに限定し、より厳格な審査基準を設けて公権力による恣意性を一切排除する必要がある。これに対して、例えば、経済活動に関する権利のような社会的権利については、公共目的による「合理的な」制約を認めることも原理的に可能とすべきである。また特に、財産権に関連し、その財産の性質によっては「公共の福祉」に服すべき場合がより強く想定されるものについ

て、その制約原理や基準を憲法上明確にすることが必要である。

3. 情報社会と価値意識の変化に対応する「新しい人権」を確立する

日本国憲法は人権に関する優れた規定を設けている。しかし、急激な社会変化や価値観の変容に伴い、憲法制定時には予想していなかった権利や利益を保障することの必要が指摘されるに至っている。21世紀の新たな時代に求められる「新しい権利」の構築と憲法上の位置づけについて整理すべきである。とりわけ、高度情報社会にとまなう社会変動に対応するため、「人間の尊厳」の維持にとって不可欠な権利の確立が求められており、権利に関する創造的な思考に基づき、新たな提言を行う。

(1)国民の「知る権利」を位置づける。

国民の「知る権利」を憲法上の権利とし、行政機関や公共性を有する団体に対する情報アクセス権を明確にする。

(2)情報社会に対応するプライバシー権を確立する。

従来「プライバシーの権利」として扱われてきた権利問題も、伝統的なプライバシーの観点からでは捉えきれない新たな問題を提起している。とりわけ、自己情報保護の観点からの再整理を行い、その権利性を明確にする必要がある。

(3)情報社会におけるリテラシー(読み解く能力)を確保し、対話の権利を保障する。

人は誰でも、コミュニケーションの主体として尊重かつ保障され、他者との交信・協働が支援される権利を有するという意味の「対話する権利」なるものを組み立てる。

具体的に、現行の行政手続法との関連を踏まえて、行政に対する回答請求権を確立して、対話する権利を保障することなどを検討する。同時に、情報リテラシー問題の発生や生涯学習社会の到来に対応し、人間の潜在能力の開発を支援することを国の責務とする、「学習権」の概念を確立し、それを明確にする。

(4)勤労の権利を再定義し、国や社会の責務を明確にする。

価値観、ライフスタイルの多様化を受けて、「労働の権利」及び「職業選択の自由」の再定義を行う。とりわけ、個々人の職業選択の自由を具現化するための自由な労働市場の確保、職業訓練機会の保障などに関する国及び企業等の責務を明確にする。

また、報酬を得て行う労働ばかりでなく、無償労働(アンペイドワーク、ボランティア活動)への参加の保障を憲法上、明確にすべきである。

(5) 知的財産権を憲法上明確にする。
高度情報化社会により情報の流通が多変・複雑化している現在、新たな検討課題として、「知的財産権」を整備する必要がある。知的財産権には、著作上・芸術上の財産権のほか、広く特許権や商標権などを含む考えもある。こうした知的財産権も含めて憲法上、明確にしていくべきである。

4. 国際人権保障の確立

今日、人権の実現と保障は「国際社会の共通の利益」と認識されており、日本における人権保障もまた、憲法とともに国際人権規範によって支えられている。国連憲章は「人権と基本的自由を尊重するよう助長すること」を国際連合の目的として掲げている。また、この目的の実現のために加盟国が国連と協力して共同及び個別の行動をとることを求めている。そして、そのもとに国連人権委員会を設置して、世界人権宣言を起草し、国際人権規約を作成した。日本における人権保障もこうした国際規範の発展とともに展開されている。未批准のまま放置することなく、国際条約に対応する国内措置を迅速に執ることを通じて、国際基準に見合った人権保障体制を確立する必要がある。

(1) 「国際人権規範」の尊重を明確に謳う。

憲法の中の司法に関する項に、「国際人権法」等の尊重を明確にする。

(2) 国際人権規範に対応する国内措置を義務づける。

憲法の最高法規及び条約に関する項に、国際条約の尊重・遵守義務に加えて、それに対応する「適切な国内措置」を講ずる義務を明確にする。

IV 多様性に満ちた分権社会の実現に向けて

1. 分権社会の創造に向けた基本的考え

現行憲法は、政治的民主化の一環として地方自治について4か条の原則的規定を定めた。しかし、その後も戦前と同様の機関委任事務制度が長く続いたことをはじめとして、自治体の組織・運営・財政の全般にわたって国の法律によるがんじがらめの統制が行われてきた。また、大半の地方自治体関係者もこれに甘んじてきたこと、中央政府が自らの事務や権限を一貫して肥大させ続けてきたことなどが、真の意味での地方自治の定着や自治の文化の形成を妨げてきた。これによって、中央集権と画一主義の弊害が強まり、いまや「分権改革」を求める声が国民世論ともなっている。

中央集権的な行政の形と政策展開は見直すべきである。地域自らの創意工夫が活かせる仕

組みをつくり出し、中央政府を地域の多様な自治体活動をサポートするものにしていくべきである。また、地方に色々な補助金を配分することに多くの人材を投入することは改めるべきである。中央政府は、自治体の著の上げ下げまで指示するような管理はやめて、中央政府でしかなしえない仕事に人材も財源も傾斜配分していくべきである。

1985年に制定され、現在ではヨーロッパの30か国もの国が批准しているヨーロッパ自治憲章には、「公的部門が負うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的にこれを執行するものとする」という補完性の原理・近接の原理を謳っている。コミュニティでできないことを基礎自治体で、基礎自治体でできないことを広域自治体で、広域自治体でできないことを国で、という補完性の原理を憲法原則として採用し、中央政府(国)と地方政府(自治体)の関係を構想する。

2. 「補完性の原理」に基づく分権型国家へと転換する

連邦制はとらず単一国家を前提とする。国と地方の役割分担を明確にし、中央政府は外交・安全保障、全国的な治安の維持、社会保障制度など国が本来果たすべき役割を重点的に担う一方、住民に身近な行政は優先的に基礎自治体に配分する。「補完性の原理」の考え方に基づき、国と基礎自治体、広域自治体の権限配分を憲法上明確にするとともに、基礎自治体ではなしえない業務や権限は、都道府県ないし道州に相当する広域自治体が担当する。国あるいは広域自治体による自治権侵害の司法的救済は、最終的には憲法裁判所が「補完性の原理」を裁判規範として審査するものとする。

3. 自治体の立法権限を強化する

これまで、特にまちづくりや環境保全などの分野で、国の法令に対する自治体の「上乘せ・横出し条例」が認められるかどうかなど、条例制定権の限界がしばしば争われてきたところであるが、自治体の組織および運営に関する事項や、自治体が主体となって実施する事務については、当該自治体に専属的あるいは優先的な立法権限を憲法上保障する。中央政府は、自治体の専属的立法分野については立法権を持たず、自治体の優先的立法分野については大綱的な基準を定める立法のみ許される。

4. 住民自治に根ざす多様な自治体のあり方を認める

自治体の組織・運営のあり方は自治体自身が決めるという地方自治の本旨に基づき、基礎自治体、広域自治体において、首長と議会が直接

選挙で選ばれるという二元代表制度の採否を自治体が選択できる余地を憲法上認める。これまでの二元代表制だけでなく、議院内閣制あるいは「執行委員会制」「支配人制」など多様な組織形態の採用、住民投票制度の積極的活用なども可能となる。

5. 財政自治権・課税自主権・新たな財政調整制度を確立する

地方自治体が自らの事務・事業を適切に遂行できるよう、その課税自主権・財政自治権を憲法上保障し、必要な財源を自らの責任と判断で確保できるようにする。課税自主権は、各自治体が自らにふさわしいと考える税目・税率の決定権を含む。自治体の財政的自立を支えるものとして、現在の地方交付税制度に代えて、新たな水平的財政調整制度を創設する。

V より確かな安全保障の枠組みを形成するために

1. 民主党の基本的考え

①憲法の根本規範としての平和主義を基調とする

そもそも日本国憲法は、国連憲章とそれに基づく集団安全保障体制を前提としている。そのうえで、日本は、憲法9条を介して、一国による武力の行使を原則禁止した国連憲章の精神に照らし、徹底した平和主義を宣明している。

日本国は、国連の集団安全保障が十分に機能することを願い、その実現のために常に努力することを希求した。そして日本国憲法は、その精神において、「自衛権」の名のもとに武力を無制約に行使した歴史的反省に立ち、その自衛権の行使についても原理的に禁止するに等しい厳格な規定を設けている。

このため、自衛権の行使はもとより、国連が主導する集団安全保障活動への関与のあり方について、不断に強い議論に晒されてきた。しかし、どのような議論を経たにせよ、わが国の憲法が拠って立つ根本規範の重要な柱の一つである「平和主義」については、深く国民生活に根付いており、平和国家日本の形を国民及び海外に表明するものとして今後も引き継ぐべきである。「平和を享受する日本」から「平和を創り出す新しい日本」へ、すなわち「平和創造国家」へと大きく転換していくことが重要である。

②憲法の「空洞化」を許さず、より確かな平和主義の確立に向けて前進する国際平和の確立と日本の平和主義の実現のために、いま、もっとも危険なことは歯止めのない解釈改憲による憲法の「空洞化」であり、国際社会との積極的

な協調のための努力をあいまいにし続ける思想態度である。民主党は、その二つの弊害を繰り返し替えしてきたこれまでの内閣法制局を中心とする、辻褃合わせの憲法解釈にとらわれることなく、わが国のより確かな平和主義の道を確立し、国際社会にも広く貢献して、世界やアジア諸国から信頼される国づくりをめざす。

多角的かつ自由闊達な憲法論議を通じて、①「自衛権」に関する曖昧かつご都合主義的な憲法解釈を認めず、国際法の枠組みに対応したより厳格な「制約された自衛権」を明確にし、②国際貢献のための枠組みをより確かなものとし、時の政府の恣意的な解釈による憲法運用に歯止めをかけて、わが国における憲法の定着に取り組んでいく。

併せて、今日の国際社会が求めている「人間の安全保障」についても、わが国の積極的な役割を明確にしていく。

2. わが国の安全保障に係る憲法上の4原則・2条件

以上の認識の下、いわゆる憲法9条問題について次の「4原則・2条件」を提示す。

(1)わが国の安全保障活動に関する4原則

①戦後日本が培ってきた平和主義の考えに徹する日本国憲法の「平和主義」は、「主権在民(国民主権)」、「基本的人権の尊重」と並ぶ、憲法の根本規範である。今後の憲法論議に際しても、この基本精神を土台とし、わが国のことのみならず、国際社会の平和を脅かすものに対して、国連主導の国際活動と協調してこれに対処していく姿勢を貫く。

②国連憲章上の「制約された自衛権」について明確にする

先の戦争が「自衛権」の名の下で遂行されたという反省の上に立って、日本国憲法に「制約された自衛権」を明確にする。すなわち、国連憲章第51条に記された「自衛権」は、国連の集団安全保障活動が作動するまでの間の、緊急避難的な活動に限定されているものである。これは、戦後わが国が培った「専守防衛」の考えに重なるものである。これにより、政府の恣意的解釈による自衛権の行使を抑制し、国際法及び憲法の下での厳格な運用を確立していく。

③国連の集団安全保障活動を明確に位置づける

憲法に何らかの形で、国連が主導する集団安全保障活動への参加を位置づけ、曖昧で恣意的な解釈を排除し、明確な規定を設ける。これにより、国際連合における正統な意志決定に基づく安全保障活動とその他の活動を明確に区分し、後者に対しては日本国民の意志としてこれ

に参加しないことを明確にする。こうした姿勢に基づき、現状において国連集団安全保障活動の一環として展開されている国連多国籍軍の活動や国連平和維持活動(PKO)への参加を可能にする。それらは、その活動の範囲内においては集団安全保障活動としての武力の行使をも含むものであるが、その関与の程度については日本国が自主的に選択する。

④「民主的統制」(シビリアン・コントロール)の考えを明確にする

集団安全保障活動への参加や自衛権の行使にかかる指揮権の明確化をはかる。同時に、「民主的統制」に関する規定を設けて、緊急時における指揮権の発動手続や国会による承認手続きなど、軍事的組織に関するシビリアン・コントロール機能を確保する。

その従来の考え方は文民統制であったが、今日においては、国民の代表機関である「国会のチェック機能」を確実にすることが基本でなければならない。

(2)わが国において安全保障に係る原則を生かすための2つの条件

①武力の行使については最大限抑制的であること

新たに明記される「自衛権」についても、戦後日本が培ってきた「専守防衛」の考えに徹し、必要最小限の武力の行使にとどめることが基本でなければいけない。また、国連主導の集団安全保障活動への参加においても、武力の行使については強い抑制的姿勢の下に置かれるべきである。そのガイドラインについては、憲法附属法たる安全保障基本法等に明示される。

②憲法附属法として「安全保障基本法(仮称)」を定めること

広く「人間の安全保障」を含めてわが国の安全保障に関する基本姿勢を明らかにするとともに、民主的統制(シビリアン・コントロール)にかかる詳細規定や国連待機部隊等の具体的な組織整備にかかる規定および緊急事態に係る行動原則など、安全保障に関する基本的規範を取り込んだ「基本法」を制定する必要がある。この基本法は憲法附属法としての性格を有するものとして位置づけられる。

毎日新聞 2006年4月23日

戦争放棄は世界の理想

宮崎市中で 澤地久枝さん講演で訴え

憲法改正に反対する「みやざき九条の会」の集会在22日、宮崎市民文化ホールであり、市民約1000人が参加した。全国で運動を呼びかけている小説家の澤地久枝さん(76)が講演で「九条の『戦争の放棄』の文章は世界に誇る理想の言葉だ」と訴えた。

【中尾祐児】

九条の会は04年6月、改憲の動きに反対するノーベル賞作家の大江健三郎さんらが呼びかけて発足。その後、県内でも賛同する会が組織され、今回、結成する1周年記念集会として講師に澤地さんを招いた。



宮崎市民文化ホールで講演した澤地さん

では、太平洋戦争の激戦地のニューギニア島を訪れた取材体験などを語り「むごたらしい戦争に行くことを望む人はいない。喜入は、一部の政治家や経済人ら極めてまれな人たちだ」と主張した。近年の日韓政府間の竹島を巡る領有問題についても「九条があるから、自衛隊は戦いに出てゆけない。日本では第二次大戦の戦死者の息子や孫が、再び戦場で亡くなった例はない。戦後、文化国家として再出発した日本の歴史をひっくり返してはならない」と述べ、話し合いによる問題解決を訴えた。

